

虐待防止のための指針

— 高齢者・障害者・児童 ほか —

2021年7月1日 制定

2025年2月1日 改訂

イ 虐待防止に関する基本的考え方

(1) 当指針を定める目的

「虐待」を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、その人の「威厳の保持」の重要性について「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下、「高齢者虐待防止法」という。）」に規定されている。また、防止法制では、対象者の年齢等により「障害者虐待防止法」ならびに「児童虐待防止法」が整備されている。虐待は、後段「高齢者虐待の定義・種類」にみるように、その人がその人らしく尊厳をもって生きていくことを阻むすべての行為であると考えることができる。どんな状況であろうとも、その人が尊厳を持ち自分らしく生きていくという基本的な権利は脅かされてはいけない。虐待の防止のための取り組みは、即ち人権を守るための取り組みであることを理解することが大切である。

当法人グループ（以下、「当法人」という。）の全ての施設・事業所（以下、「施設」という。）は、利用者の年齢や障害の有無等にかかわらずこの基本的な考え方を準用し、虐待の防止に努める。

施設の利用者の虐待防止に係る責務は、単に法律の内容を周知し、形式的に体制を整え、虐待行為（疑わしき行為含む）の禁止を指示するだけで充足されるものではなく、利用者の虐待の前段階として存在するであろう「不適切なケア」を行わないようにし、またその不適切なケアを生み出したり放置したりするような背景があればそれを改善しなければならない。その実効性を高め、利用者の人権を守り、適切なケアを提供できる環境を整えることを基本的な考え方としてこの指針を定める。

(2) 虐待の定義

虐待を「利用者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること」と広く捉える。

*参考資料 A 「虐待の具体例」参照

(3) 虐待の種類

- A) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。
- B) 介護の放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- C) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- D) 性的虐待：利用者に猥褻な行為をすること。または利用者をして猥褻な行為をさせること。
- E) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること。その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(4) 虐待防止の基本方針

A) 法と法の精神の遵守

虐待防止法を遵守するのはもちろん、その精神の基本である「尊厳の保持」を遵守する。

B) 虐待の予防

虐待につながる不適切なケアの防止と改善のため、法人は定期的に職員に対して虐待の防止に関する教育・研修を実施する。また組織としてその仕組みづくりを行い徹底する。

C) 虐待行為の早期発見

日々の利用者の変化に気づき、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、ひとりひとりの気づきを声に出し、速やかに当該事業所部会等を開催してその状況を分析し虐待の有無を検証する。

(参考：高齢者虐待防止法第5条第1項)

D) 当法人においては、「イ」(1)当指針を定める目的」に沿い、原則として身体拘束を行わないケアを行う。

□ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止フロー

- ① 「虐待防止検討委員会」は、当該利用者の虐待を予防するために、サービス開始時等に虐待チェックリスト **別紙①【気づき編】**を使用し虐待リスクを評価する。
- ② 「虐待防止検討委員会」は、必要に応じ上記結果の集計・分析を行い施設長・管理者に報告する。
- ③ 施設長・管理者は、虐待が疑われる場合、または要注意と報告があった場合は当該利用者が利用している施設・部署において速やかに確認・検討を行うよう指示する。その後、全職員に対し口頭ないしまたは文章で通知し、周知徹底を図るとともに注意を喚起する。

ハ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

福祉に携わる立場として、虐待を発見しやすい立場であることを自覚する。また虐待を未然に予防すること、早期に気づき発見するために定期的な教育体制を行うとともに、その仕組みを検証しながら高めていく。もし虐待を発見した場合は、行為を「絶対に許さない」という方針のも

と、関係機関に通報する。

二 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本事項

- (1) 利用者に対する虐待の兆候を早期に発見するために、虐待チェックリスト **別紙②【発見編】**を使用しモニタリングを実施する。
- (2) 上記で虐待の兆候が発見された場合は、速やかに長岡市地域包括支援センター（巻末一覧表参照）に相談の上、サービス担当者会議を招集する。
- (3) サービス担当者会議では、必要に応じて虐待の被害者及び加害者として疑われる人を出席させることができる。
- (4) 当該サービス担当者会議においては、虐待の可能性について慎重に調査し、5日間以内に管理者及び施設長に報告書を提出する。
- (5) 管理者及び施設長は、報告書を慎重に検討し、速やかに対策を講じなくてはならない。
- (6) 虐待が認められた場合及びかなりの確度で虐待が疑われる場合は、管理者及び施設長は速やかに、長岡市地域包括支援センター等の窓口（巻末一覧表参照）に通報しなくてはならない。

六 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 施設長及び管理者の責務

施設長及び管理者は、苦情処理体制を整備するとともに、職員に対する利用者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負うとともに、保険者（長岡市）等に通報責務を負うものとする。

職員から施設内外における虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかにこれを検証し、法人理事長に報告のうえ保険者（長岡市）等に通報する。またこの通報を行った職員に関し、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いは行われない。

（参考：高齢者虐待防止法第21条第1項、高齢者虐待防止法第21条第6項）

(2) 職員の責務

職員は日頃より利用者に対し、「自分に置き換えて考え、言われて嫌なこと、されて嫌なことは言わない、しない」を原則とし、不適切であろうと思われるケアを発見した場合は、速やかに上長に報告する。思われるというのは、確たる証拠を必要とするものではない。

職員は虐待に至らないまでも、不適切なケア、その兆候を発見した場合でも、上長・管理者・施設長に報告する責務を有する。

ハ 成年後見制度の利用支援に関する事項

「虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本事項」に定める対応の実施に際し、虐待の有無にかかわらず利用者の必要に応じ、「成年後見制度」の利用支援を行なうものとする。

ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待の防止を徹底するために、当法人の各施設は、利用者及びその家族等からの苦情やご意見を真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(参考：高齢者虐待防止法第20条)

チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

(1) 当該指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示及びホームページ上で公表する。

(2) 当該指針は、各施設に備え付け、職員への周知徹底を図ると共に定期的に研修を行う。

リ その他虐待防止の推進のために必要な事項

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス等における虐待防止に関する事項は当該指針を準用する。

* 参考資料 B 「障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲」 参照



高齢者虐待防止の相談窓口 < 地域包括支援センター 一覧表 >

長岡市地域包括支援センターは、長岡市から委託を受けた高齢者の公的相談窓口です。

(令和3年4月1日現在)

名称	電話番号	FAX番号	担当地区・地域	住所	開設日・時間
1 なかじま・おもてまち	30-1121	31-6201	千手・阪之上の一部(JR線の西側)・表町・中島・神田・新町	長岡市表町2-2-21 (長岡市社会福祉センター内)	月～金 8:30～17:15 (土・日・国民の祝日・12月29日～1月3日を除く)
2 けさじろ	37-5700	37-3558	四郎丸・豊田・阪之上の一部(JR線の東側)・川崎	長岡市今朝白2-8-18 (高齢者センターけさじろ内)	月～日 8:30～17:00
3 ふそき	25-3354	25-6531	栖吉・富曾亀・山本・新組・黒条	長岡市新保町1399-3 (高齢者センターふそき内)	月～土 8:30～17:30 (日・国民の祝日・12月31日～1月3日を除く)
4 みやうち・やまこし	39-0080	39-0068	宮内・十日町・六日市・太田・山通・山古志	長岡市曲新町566-7 (高齢者センターみやうち内)	月～金 8:30～17:30 (土・日・国民の祝日・12月31日～1月3日を除く)
5 まきやま・みしま	29-7005	29-2506	下川西・上川西・王寺川・福戸・三島	長岡市横山町1592-1 (高齢者センターまきやま内)	月～金 8:00～17:00 (土・日・国民の祝日・12月31日～1月3日を除く)
6 にしながおか	29-6621	29-5600	大島・希望が丘・日越・関原・宮本・大積・深才・青葉台	長岡市三ツ郷屋下川原383-1 (ケアハウス西長岡内)	月～日 8:30～17:00
7 なかのしま・よいた	61-2600	61-2606	中之島・与板	長岡市中野中甲1666-2 (サンバルコなかのしま内)	月～金 8:30～17:15 (土・日・国民の祝日・12月29日～1月3日を除く)
8 こしじ・おぐに	41-3201	41-3153	越路・小国	長岡市浦3060 (特別養護老人ホームわらび園内)	月～金 8:30～17:00 (土・日・国民の祝日・12月31日～1月3日を除く)
9 わしま・てらどまり	74-3808	41-8032	和島・寺泊	長岡市小島谷3422-3 (デイサービスセンターわしま内)	月～金 8:00～17:00 (土・日・国民の祝日・12月31日～1月3日を除く)
10 とちお	53-2265	53-2267	栃尾	長岡市栃尾泉419-2 (特別養護老人ホームいずみ苑内)	月～金 8:30～17:30 (土・日・国民の祝日・12月31日～1月3日を除く)
11 かわぐち	89-3974	89-3985	川口	長岡市西川口1168 (高齢者生活支援ハウスぬくもり荘内)	月～金 8:30～17:15 (土・日・国民の祝日・12月29日～1月3日を除く)

○ 相談は無料です。ご希望に応じて自宅に訪問します。

○ 保健・福祉の専門職(社会福祉士・保健師または看護師・主任介護支援専門員・介護支援専門員)が常駐しています。

【代表】長岡市福祉保健部 長寿はつらつ課 高齢者基幹包括支援センター

TEL : 0258-89-7440 FAX : 0258-89-6102

メール : kan_houkatu@city.nagaoka.lg.jp



障害者等相談窓口一覧

令和4年6月1日現在

障害者虐待防止の相談窓口

施設名称	受付時間	所在地	電話番号	FAX番号
長岡市役所 福祉課	平日 8:30～17:15	長岡市大手通1丁目4番地10	0258-39-2218	0258-39-2256
中之島支所 地域振興・市民生活課	平日 8:30～17:15	長岡市中之島788番地	0258-61-2015	0258-61-2030
越路支所 地域振興・市民生活課	平日 8:30～17:15	長岡市浦715番地	0258-92-5906	0258-92-5930
三島支所 地域振興・市民生活課	平日 8:30～17:15	長岡市上岩井1261番地1	0258-42-2246	0258-42-2154
山古志支所 地域振興・市民生活課	平日 8:30～17:15	長岡市竹沢乙461番地	0258-59-2333	0258-59-2331
小国支所 地域振興・市民生活課	平日 8:30～17:15	長岡市小国町法坂793番地	0258-95-5900	0258-95-5914
和島支所 地域振興・市民生活課	平日 8:30～17:15	長岡市小島谷3434番地4	0258-74-3113	0258-74-3500
寺泊支所 地域振興・市民生活課	平日 8:30～17:15	長岡市寺泊烏帽子平1977番地8	0258-75-3113	0258-75-2238
栃尾支所 市民生活課	平日 8:30～17:15	長岡市金町2丁目1番5号	0258-52-5836	0258-51-5223
与板支所 地域振興・市民生活課	平日 8:30～17:15	長岡市与板町与板甲134番地	0258-72-3190	0258-41-5787
川口支所 地域振興・市民生活課	平日 8:30～17:15	長岡市東川口1974番地26	0258-89-3112	0258-89-3430
相談支援センターふかさわ	平日 8:30～17:30	長岡市西津町字原4668番地 障害者支援施設「桐樹園」内	0258-47-2208	0258-47-2206
障がい者支援センターあさひ	平日 8:30～17:15	長岡市川崎町1962番地1	0258-32-5877	0258-32-5885
越路ハイム地域生活支援センター	平日 8:30～17:00	長岡市三ツ郷屋2丁目3番11号	0258-27-4266	0258-27-4265
相談支援センターふかさわ分室サンスマイル	平日 8:30～17:30	長岡市中沢町663番地1	0258-86-7812	0258-86-7813
障害者相談支援センターとちお	平日 8:30～17:15	長岡市栃尾表町5番6号	0258-86-6396	0258-86-6036

.....

児童虐待防止の相談窓口

虐待されている子どもを発見した場合の連絡先

- 要保護児童対策地域協議会：電話 0258-39-0889（おはやく）
（平日 8:30～17:15）
- 長岡市子ども家庭センター：電話 0258-36-3790
- ◆緊急の場合は、長岡児童相談所（0258-35-8500）
または警察（110）に連絡

虐待チェックリスト 【気づき編】

>> 利用者の虐待リスクを評価します

「あなたの身のまわりで、このようなことはありませんか？」

- 利用者の行動に対して、感情的になり強い口調で注意する。
- 利用者の身体に原因不明の内出血や傷が頻繁に見られる。
- 利用者が食事をなかなか食べないので、介護者が無理やり口に入れる。
- 利用者が話しかけているのを意図的に無視する。
- 経済的な問題は無いのに、費用のかかるサービスを受けさせないなど、利用者のためにお金をかけない。
- 利用者に元気が無かったり不自然な体重の増減がある。
- 利用者の過度な恐怖心、怯えを示す。または強い脱力感、あきらめ、なげやりの態度をみせる。
- 失禁したことを責めたり、人前でそのことを話し、恥ずかしい思いをさせる。
- 意図的に外出させないように閉じ込めたり、訪ねてくる人がいても会わせない。
- 認知症によりひとりで歩きまわるので部屋に鍵をかける。
- 利用者の年金や預貯金を管理し、本人に無断で使用する。
- 病気なのに（体調が悪いのに）医師の診察を受けさせない。
- ベッドから落ちないように縛り付ける。
- 介護が大変なので入浴させず、利用者の体から異臭がする。
- 部屋の中にゴミを放置するなど、劣悪な住環境で生活させる。
- 水分や食事を十分与えていないため、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- 利用者宅からの怒鳴り声、悲鳴、うめき声や物を投げる音がする。

虐待チェックリスト【発見編】

利用者氏名	実施日	記載者
-------	-----	-----

*虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下の項目があります。

*複数当てはまれば、虐待の可能性が高くなります。

【身体的虐待のサイン】

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる。
- 大腿の内側や上腕部の内側、背中等に傷やミミズ腫れがみられる。
- 回復状態が様々な段階の傷、あざがある。
- 頭、顔、頭皮等に傷がある。
- 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
- 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
- 主治医や保健・福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- 主治医や保健・福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

【心理的虐待のサイン】

- かきむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる。
- 不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。
- 身体を委縮させる。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
- 食欲の変化が激しく、摂食障害(過食・拒食)が見られる。
- 自傷行為が見られる。
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。

【性的虐待のサイン】

- 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
- 肛門や性器からの出血や傷が見られる。
- 生殖器の痛み、かゆみを訴える。
- 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- 人目を避けるようになり、多くの時間をひとりで過ごすことが増える。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- 睡眠障害がある。
- 通常の生活行動に不自然な変化が見られる。

【経済的虐待のサイン】

- 年金や財産収入等があることが明白なのに関わらず、お金が無いと訴える。
- 自由に使えるお金が無いと訴える。
- 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
- お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しい。
- 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が盗られたと訴える。

【ネグレクト(介護等日常生活上の世話放棄・拒否・怠慢)のサイン】

- 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている。また異臭を放っている。
- 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- 寝具や衣類が汚れたままの場合が多い。
- 汚れたままの下着を身につけるようになる。
- かなりひどい床ずれが出来ている。
- 身体からかなりの異臭がするようになってきている。
- 適度な食事を準備されていない。
- 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
- 栄養失調の状態にある。
- 疾患の症状が明白にも関わらず、医師の診断を受けていない。

【セルフネグレクト(自己放任)のサイン】

- 昼間でも雨戸が閉まっている。
- 電気・ガス・水道が止められていたり、新聞・テレビの受信料・家賃等の支払いを滞納している。
- 薬や届けた物がそのまま放置されている。
- 物事や自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
- 何を聞いても「いいよ」と言って遠慮し、あきらめの態度が見られる。
- 室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭・虫がわいている状態である。

【介護者の態度に見られるサイン】

- 高齢者等に対して冷淡な態度や無関心さが見られる。
- 高齢者等の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしば見られる。
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりが見られる。
- 高齢者等の健康や疾患に興味や関心が無く、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
- 高齢者等に対して、過度に乱暴な口のきき方をする。
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者等に対してお金をかけようとしない。
- 保健・福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

【地域からのサイン】

- 自宅から高齢者等や介護者、家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
- 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相(草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている等)を示している。
- 郵便受けや玄関先等が、1週間前の新聞や手紙で一杯になっていたり、電気のメーターが回っていない。
- 気候や天気が悪くても、高齢者等が長時間外にいる姿がしばしば見られる。
- 家族と同居している高齢者等が、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等で、ひとり分のお弁当を頻繁に買ってくる。
- 近所づきあいが無く、訪問しても高齢者等に会えない、または嫌がられる。
- 高齢者等が道路に座り込んでいたり、外に出かけて家に帰れなくなることが頻繁に見られるようになる。

具体的な状況（程度、いつから 等）

虐待の具体例

ア) 身体的虐待

① 暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時に熱いシャワーをかけて火傷させる。
- ・本人に向かって物を投げたりする。など

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに利用者を乱暴に扱う行為。

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。

③ 身体拘束・抑制

イ) 介護の放棄・放任

① 必要とされる介護や世話を怠り、利用者の生活環境・身体や精神的状態を悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする。髪、髭、爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間放置する。
- ・室内にゴミが放置されている。ネズミやゴキブリ等がいるなど、劣悪な環境に置かせる。など

② 利用者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方どおりの服薬をさせない。副作用が生じているのに放置している。処方どお

- りの治療食を食べさせない。など
- ③ 必要な用具の使用を限定し、利用者の要望や行動を制限させる行為
 - ・ナースコール等を使用させない。手の届かないところにわざと置く。
 - ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。
 - ④ 利用者の権利を無視した行為、またはその行為の放置
 - ・他の利用者に暴力をふるう利用者に対して、何らかの予防的手だてをしない

ウ) 心理的虐待

- ① 威嚇的な発言・態度
 - ・怒鳴る、罵る。
 - ・「ここ（施設・居宅）にいれなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。
- ② 侮辱的な発言・態度
 - ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
 - ・日常的にからかったり、「死ね」などと侮辱的なことを言う。
 - ・排泄の際、「臭い」「汚い」などと言う。
 - ・子供扱いするような呼称で呼ぶ。 など
- ③ 利用者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
 - ・「意味もなくナースコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
 - ・他の利用者に利用者や家族の悪口等を言いふらす。
 - ・話しかけ、ナースコール等は無視する。
 - ・利用者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
 - ・利用者がしたくてもできないことを当てつけにやって見せる（他利用者にやらせる）など
- ④ 利用者の意欲や自立心を低下させる行為
 - ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
 - ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人に意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など
- ⑤ 心理的に利用者を不当に孤立させる行為
 - ・本人の、家族に伝えてほしい、という訴えを理由なく無視して伝えない。
 - ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
 - ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など
- ⑥ その他
 - ・車椅子で移動介助の際に、速いスピードで走らせ、恐怖心を与える。
 - ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
 - ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員等に見せる。
 - ・本人の意思に反して異性介助を繰り返す。

- ・浴室脱衣室で、異性の利用者を一緒に入浴、着替えさせたりする。

工) 性的虐待

- ① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為、またはその強要
 - ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
 - ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
 - ・わいせつな映像や写真を見せる。
 - ・本人を裸にする。またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
 - ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する。
 - ・人前で排泄をさせたり、おむつの交換をしたりする。またその場面を見せないような配慮をしない。など

才) 経済的虐待

- ① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
 - ・施設に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - ・金銭・財産等の着服・窃盗等(利用者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない等)。
 - ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在場所 年齢		福祉施設					
		<障害者総合支援法>		<介護保険法>		<児童福祉法>	
在宅 (養護者・保護者)		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含)	一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系、通所系、訪問系、居住系等含)	障害児通所支援事業所 (児童発達支援、放課後等デイ等)	障害児入所施設等(注1)	障害児相談支援事業所
		18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援(都道府県) ※被虐待者支援は、障害者虐待防止法も適用	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	対角線	障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使(都道府県市町村)
障害者虐待防止法 ・被虐待者支援(市町村)	対角線		対角線	対角線	【20歳まで】障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使(都道府県市町村(注2))	【20歳まで】児童福祉法 ・適切な権限行使(都道府県)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県労働局)
65歳以上	障害者虐待防止法 高年齢者虐待防止法 ・被虐待者支援(市町村)	高年齢者虐待防止法 特定疾病40歳以上の若年高齢者含む。 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	対角線	対角線	対角線	対角線	対角線
学校 病院 保育所		障害者虐待防止法 ・間接的防止措置(施設長)					

(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設 (注2) 放課後等デイサービスのみ



ながおか医療生活協同組合

社会福祉法人

虹のまち福祉会

ながおか医療生活協同組合／(福)虹のまち福祉会
虐待防止のための指針
— 高齢者・障害者・児童 ほか —

2025年2月1日 改訂版